

介護保険料の所得段階が「第1~3段階」のみなさんへ 介護保険料「軽減」のお知らせです

介護保険料は、所得の低い人などの負担が大きくならないように、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に設定されています。

現在保険料の所得段階が第1段階の人には、消費税による公費を投入することで保険料の負担軽減を実施していますが、令和元年10月の消費税率引き上げに合わせて対象者を第2・3段階まで広げ、令和2年度にかけて段階的に負担軽減を強化します。

対象者 介護保険料の所得段階が「第1~3段階」の人

令和元年度の保険料は以下のとおりです。

| 所得段階 | 平成30年度保険料(年額) | |
|------|---------------|---------|
| 第1段階 | 基準額×0.45 | 31,590円 |
| 第2段階 | 基準額×0.75 | 52,650円 |
| 第3段階 | 基準額×0.75 | 52,650円 |



| 所得段階 | 令和元年度保険料(年額) | |
|------|--------------|---------|
| 第1段階 | 基準額×0.375 | 26,325円 |
| 第2段階 | 基準額×0.625 | 43,875円 |
| 第3段階 | 基準額×0.725 | 50,895円 |

※基準額…70,200円(年額)

児童扶養手当について

●児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、ひとり親家庭や父母がいないため父母以外の人が児童を養育する場合などに、児童を養育する家庭の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

●支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害のある場合は20歳未満)を監護し、かつ生計を同じくする父や母または養育する者(祖父母など)。

●支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障害の状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護していること。

●手当の額

手当は、請求される人および扶養義務者の所得金額や公的年金などの受給状況により一部支給となる場合や全額が支給停止となる場合があります。また、支給額は物価変動などに応じて、毎年度改定されます。

(参考) 令和元年度の場合(月額)

児童1人の場合 全部支給:42,910円

一部支給:42,900円～10,120円

児童2人の場合 (2人目) 10,140円

(3人目以降1人につき) 6,080円

●手当を受給するには

役場福祉課への申請が必要です。必要となる書類についてはお問い合わせください。

問 福祉課 子育て支援係 ☎57-8503

40分で
助かる命がある!



献血に行こう!

献血者が減少し、血液が不足しています。
皆様のご協力をお願いします。

日 時 7月23日(火) 9時30分～11時30分 12時45分～16時00分
と こ ろ 南関町公民館

問 保健センター ☎53-3298

介護保険料(65歳以上の方)本算定のお知らせ

□介護保険料(年額)を7月中旬(予定)に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。

また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

| (年額) | (仮徴収・暫定賦課) | | (本徴収・以降の納期に振り分け) |
|------------------------|----------------|---------------|-----------------------------|
| 確定した 令和元年度 年間保険料 | 特別徴収 4・6・8月 | 普通徴収 第1・2期 | 10・12・2月の3回 第3・4・5・6期の4回 |
| | | | |

□介護保険料の納め方

○特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。
- ・2か月おきに支払われる年金から支払期ごとに保険料が天引きされます。

○普通徴収(納付書、口座振替による納付)

- ・特別徴収にならない人。
 - ・年金が年額18万円未満の人。
- なお、年度途中に65歳となられた人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人については、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。
- ・お支払いは、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が省ける口座振替が便利です。(詳しくは下記問い合わせ先まで)

□普通徴収の納期限(令和元年度)

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 |
|---------|---------|---------|-----------|-----------|---------|
| 5月7日(火) | 7月1日(月) | 9月2日(月) | 10月31日(火) | 12月25日(水) | 3月2日(月) |

□介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になる(通常は費用の1割または2割)などの保険給付に制限が生じる場合があります。

| | |
|-----------|---|
| 1年以上滞納 | 費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。 |
| 1年6ヶ月以上滞納 | 費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。 |
| 2年以上滞納 | サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービス等が受けられなくなったりします。 |

※詳しくは、全戸配布しているパンフレット(みんな笑顔で介護保険 利用ガイド 平成30年度版)をご覧ください。

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591